

外務省	国際交流基金
-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 海外日本語教育、学習への支援及び推進	関西国際センターの研修事業規模の縮減	23年度中に実施	関西国際センターが実施している日本語研修については、アジアユースフェローシップ（高等教育奨学金訪日研修）の廃止、在日外交官研修プログラムの廃止等により事業規模及び国費負担を縮減する。	1a	23年度において、関西国際センターが実施している日本語研修のうち、アジアユースフェローシップ（高等教育奨学金訪日研修）、在日外交官研修プログラムを廃止した（平成23年度予算において対前年度▲52,194千円）。また、研修プログラムについて横断的に、研修補助費（交通費等）の減額、配布教材費の削減等を行った（平成23年度予算において対前年度▲2,630千円）。
	海外日本語教師に対する日本語研修の事業規模の縮減	23年度中に実施	日本語国際センターが実施している海外の日本語教師に対する日本語研修については、博士課程プログラムの新規採用休止、修士課程プログラムの新規採用半減等により、事業規模及び国費負担を縮減する。	1a	23年度において、日本語国際センターが実施している教師研修のうち、博士課程の新規採用を行わず、修士課程の新規採用を半減（4名）とした（平成23年度予算において対前年度▲11,776千円）。また、研修プログラムについて横断的に、研修補助費（交通費等）の減額、配布教材費の削減等を行った（平成23年度予算において対前年度▲10,468千円）。
	研修員手当の現金支給の原則廃止	23年度中に実施	食費の一部を除き、研修手当（交通費、書籍購入費等）の現金支給は廃止する。	1a	23年度において、食費の一部を除き、研修手当の現金支給は廃止し、研修補助費（交通費等）をICカードにより支給する、図書費や資料送料を業者への直接払いにするとの変更を行った。
	日本語能力試験の自己収入の拡大	23年度中に実施	海外における日本語能力試験の受験箇所が増加等により黒字を維持し、自己収入の拡大を図る。	2a	22年度については黒字を維持した（収入623,210千円、支出597,931千円）。23年度は引き続き黒字の維持と、自己収入の拡大に努める。実施地の増については22年度中から検討を行い、第1回試験（7月）は新規に17都市、第2回試験（12月）は新規に11都市での実施を予定。
02 日本研究・知的交流	知的交流の効果的な実施	22年度から実施	知的交流については、引き続き、知的交流の担い手の育成等を図りつつ、効率的・効果的に実施する。	1a	招へい者のフォローアップの強化、会議等の事業への参加者の人選の工夫、事業報告書の充実等を行い、事業の効果、効率の向上のための措置を講じた。
03 文化芸術交流の促進	海外に重点化した事業の実施	22年度から実施	文化芸術交流事業については、原則として国内事業は実施しない。	1a	22年度より原則として、国内事業は実施しないこととしている。
04 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流の担い手への支援	広報関係予算の削減	23年度中に実施	定期刊行物、年次報告、一般公報等の広報関係予算については、ホームページを活用する等の効率化により削減を図る。	2a	機関誌（『をちこち』）のウェブ化は22年度までに実施済み。23年度は、実施事業記録のためのDVD映像資料作成を重要事業に限定する等により一般広報費等の効率化を図っている。
	国内における地域交流事業の廃止	23年度中に実施	国内において実施する国際文化交流の担い手への支援を目的とする地域交流事業は廃止する。	1a	23年度より、国内で開催される国際交流フェスティバルへの参加（ブース出展及びセミナー等の開催）を取りやめることを決定した。
	情報ライブラリーの利用者数の増大	22年度から実施	本部事務所に設置されている「情報ライブラリー」については、利用者数の増加を図るための具体的な計画を作成し、利用者数が増加しない場合には抜本的な見直しを検討する。	2a	22年度に、利用者数増加のための具体的な計画を策定し、それに基づき、①利用者ニーズに応じた開館時間の変更、②ライブラリーの蔵書を活用した展覧会の開催、③基金本部でのイベントと連動したライブラリー蔵書の展示などの諸策を実施した。22年度の利用者数は前年度より1,400名程度増加（7.5%増）したが、23年度も引き続きライブラリーの広報強化により、利用者数のさらなる拡大に努める。
05 在外事業その他	海外事務所の事業の効率化	23年度中に実施	海外事務所の事業については、策定された年次計画に基づき、広報文化センターの事業との重複を検証し、同センターと協力すること等により、効率化・合理化を図る。	2a	海外事務所に対し、事業計画を立てる際に在外公館と協議するよう指示すると共に、基金本部と外務省本省との間でも事業計画を共有し、年度計画作成時に事業に重複のないことを確認した。海外事務所と在外公館の間では、概ね月1回の頻度で連絡会議を行っており、23年度事業計画作成時には、従来以上に重複回避、相乗効果発揮に向けた協力を留意して各事務所において公館との情報共有、調整を行った。また基金本部と外務省本省間においても事業計画の照合を行った。相乗効果を高める協力については、様々な国で行われるジャパンフェスティバルやジャパンウィーク等の日本紹介の大きな催しの際には、基金海外事務所と在外公館、また、他の機関が協力して取り組んでいる場合がほとんどである。例えば、23年度事業では、ジャカルタにおける日本紹介総合週間「ジャカルタ日本祭り2011」（9月実施予定）において、要人を招待するオープニングイベントとクロージングイベントについては在外公館が主導して現地政府機関の協力も得て実施し、国際交流基金は広く一般を対象とするアニメ映画上映や展覧会等を開催して多様な日本文化を紹介することとして、相乗効果が高まるよう協議、調整している。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
06	運用資金（基金）	22年度中に実施	日米親善交流基金及び日中21世紀基金を除く運用資金（基金）342億円を国庫納付する。	1a	国庫納付を求められた34,203,860千円について、簿価超過回収額5,490千円を含め、22年度中に（23年2月17日と23年3月11日の2回に分けて）34,209,350千円を国庫納付済み。	
07	不要資産の国庫返納	不要資産の譲渡収入等	22年度中に実施	不要資産の譲渡収入等のうち政府出資金見合い分（8億円）を国庫納付する。	1a	国庫納付を求められた766,181千円について、更なる検証を行い6,760千円を追加納付することとし、22年度中に（23年2月17日に）772,941千円を国庫納付済み。
08		区分所有の宿舎	23年度中に実施	職員宿舎の必要数を精査した上で、不要な区分所有宿舎を国庫納付する。	2a	職員宿舎については、職員数、年間の海外赴帰任数、過去の利用状況等の確認、分析に基づいた必要数を精査し結果をとりまとめたので、それに基づき、不要宿舎を処分する予定。
09	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	23年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所については、諸条件を整えつつ、国際観光振興機構の事務所との共用化等を図る。	1a	23年6月にバンコクにおいて、また8月には北京において、国際観光振興機構の事務所が現行の基金事務所入居ビルに移転を完了した。
10		22年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所を除く海外事務所についても、個々の必要性等を見直すとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	平成22年11月10日に外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画（移転・新設の場所・時期）を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について22年度中に合意。今後、同一都市に他の法人の事務所が所在している20箇所について、共用化の可能性について個々に情報共有を図り、3省間で会議を開催する等検討を進める。	
11	人件費の見直し	在勤手当の見直し	22年度中に実施	外部有識者による検証等を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。	2b	海外拠点所在地の生計費を基に在外給与水準の調査を実施し、その結果を踏まえ、在勤手当見直しの方向性について、23年7月1日に取りまとめ、現在、外務省と調整中。
12	業務運営の効率化等	日本語研修センターの設置・運営に係る国費負担の縮減	23年度以降実施	日本語国際センター及び関西国際センターの設置・運営については、受益者負担の拡大、発注方法の見直し等により、国費負担の縮減を図る。	2a	途上国からの参加者に対する研修補助費（交通費等）の削減、配布教材費の削減による受益者負担の拡大を図った。なお、日本語国際センター施設管理・運営業務について公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施した結果、平成23年度は前年度比で約3000万円の削減を達成した。平成24年度には関西国際センター施設管理・運営業務も民間競争入札を実施する予定。